

厚生労働大臣の定める掲示事項

令和 7 年 9 月

【入院基本料に関する事項】

1. 当院は急性期一般入院料 1 を算定する病院です。(日勤・夜勤あわせて) 入院患者 7 人に対して 1 人以上の看護職員を配置しています。

また、入院患者 25 人に対して 1 人以上の看護補助者を配置しています。

2. 当院は診断群別定額支払い方式 (D P C) の対象病院 (平成 2 4 年厚生労働省告示第 1 6 5 号別表第一から第三までの病院の欄に掲げる病院) です。医療機関係数は 1.5944 です。

(基礎係数 : 1.0718 + 機能評価係数 I : 0.4029 + 機能評価係数 II : 0.0844 + 救急補正係数 : 0.0353 + 激変緩和係数 : 0.0000)

【入院時食事療養】

当院は入院時食事療養 (I) の届出を行っており、管理栄養士によって管理された食事を適時 (夕食は午後 6 時以降) 適温で提供しています。

【明細書の発行状況に関する事項】

当院は医療費の内容のわかる領収証及び、個別の診療報酬の算定項目のわかる明細書を発行しています。公費負担医療受給者で医療費の自己負担がない方にも発行しています。

明細書には使用した薬剤の名称や行われた検査の名称が記載されるものですので、明細書の発行を希望されない方は、24 番「お支払い窓口」にてお申し出ください。

【臨床研修について】

当院は、臨床研修病院や各種学会の教育施設として、将来を担う若手医療従事者を育成するための教育・研修及び症例研究などに、積極的に取り組んでいます。

このため教育、医療の発展、治療の検証を目的とした医療行為等について、患者さまやご家族の方々にご協力をお願いする場合がありますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

【保険外負担に関する事項】

以下について、使用に応じた実費負担をお願いいたします。不明な点がございましたら、1 番「総合窓口」へお問い合わせください。

項目	料金	項目	料金
T 字帯	550 円	診断書・証明証	5,500 円
入院 A セット (ねまき類・タオル類のみ)	(一日につき) 200 円	診断書・証明証 (保険会社)	7,700 円
入院 B セット (ねまき類・タオル類・日用品)	(一日につき) 350 円	身体障害者診断書	5,500 円
入院 C セット (ねまき類・タオル類・口腔ケアセット)	(一日につき) 300 円	受診状況等証明書	5,500 円
おむつセット	(一日につき) 450 円	制度利用申請用診断書	8,800 円
患者用スリッパ	204 円	郵送代	660 円
診察券再発行	110 円	出生証明書 (届出書)	3,300 円
リンパドレナージ及び指導 (初診)	4,400 円	死亡診断書 (届出書)	5,500 円
リンパドレナージ及び指導 (再診)	2,200 円	死亡診断書 (保険会社)	8,800 円
在宅医療にかかる交通費	実費	死後処置料	11,000 円
		(死後処置に使用する) ねまき	実費

なお、衛生材料等の治療(看護)行為及びそれに密接に関連した「サービス」や「物」についての費用の徴収や、「施設管理費」等の曖昧な名目での費用の徴収は、一切認められていません。

1) 特別の療養環境の提供 (個室使用料)

※健康保険法により午前 0 時を境に 1 日として計算します。例として 1 泊 2 日の場合は 2 日分の個室料金がかかります。

室料区分	病床数	1 日あたりの使用料	病棟
A 個室	6	13,200 円	3 東・4 東・4 西・5 東・5 西・6 西
B 個室	25	8,800 円	3 東・3 西・5 東・5 西・6 東・6 西
C 個室	4	7,700 円	北 3
D 個室	29	6,600 円	3 西・4 東・4 西・北 3
E 個室	29	5,500 円	3 東・3 西・4 東・4 西・5 東・5 西・6 東・6 西

2) 病院の初診・再診に関する基準

他の保険医療機関からの紹介によらず、直接来院した場合にかかる費用

○初診の場合・・・1 回 7,700 円 (歯科医師である保険医による場合は 5,500 円)

○再診の場合・・・1 回 3,300 円 (歯科医師である保険医による場合は 2,090 円)

(ただし緊急その他やむを得ない事情の場合はこの限りではありません。)

3) 保険医療機関が表示する診療時間以外の時間における診察

緊急性が低く、患者さんの自己の都合により診療時間外の診療を希望した場合にかかる費用

・・・1 回 7,700 円 (ただし重症で入院が必要などの事情の場合はこの限りではありません。)

4) 180 日を超える入院 …… 2,720 円 (入院基本料の 15%)

(入院医療の必要性が低い患者さんが事情により長期にわたり入院している場合)

5) 13単位を超えて患者さまの希望により行われるリハビリテーション・・・医科点数表に規定する点数相当額

心大血管疾患リハビリテーション料 … 2, 250円

脳血管疾患リハビリテーション料 … 2, 695円

廃用症候群リハビリテーション料 … 1, 980円

運動器リハビリテーション料 … 2, 035円

呼吸器リハビリテーション料 … 1, 925円

6) 薬事法で定める治験に係る療養

【実績について】

●ハイリスク分娩等管理加算にかかる分娩件数

(令和6年1月～12月)

分娩件数(160件/年以上) : 723件 産婦人科医師数 : 9人 助産師数 : 36人

●医科点数表第2章第10部手術の通則5及び6(歯科点数表第2章第9部の通則4を含む)に掲げる手術

(令和6年1月～12月)

区分	手術名	件数	区分	手術名	件数
歯科	別に厚生労働大臣が定める施設基準を満たす 保険医療機関において行われる手術	8	3	ア 上顎骨形成手術等	8
1	ア 頭蓋内腫瘍摘出術等	29	イ	上顎骨悪性腫瘍手術等	0
	イ 黄斑下手術等	0	ウ	バセドウ病甲状腺全摘(亜全摘)術(両葉)	8
	ウ 鼓室形成手術等	6	エ	母指化手術等	5
	エ 肺悪性腫瘍手術等	80	オ	内反足手術等	0
	オ 経皮的カテーテル心筋焼灼術、肺静脈隔離術	125	カ	食道切除再建術等	1
2	ア 靱帯断裂形成手術等	29	キ	同種死体腎移植術等	0
	イ 水頭症手術等	41	4	胸腔鏡下・腹腔鏡下手術等	731
	ウ 鼻副鼻腔悪性腫瘍手術等	1	5	ア 人工関節置換術等	91
	エ 尿道形成手術等	8	イ	乳児外科施設基準対象手術	0
	オ 角膜移植術	0	ウ	ペースメーカー移植術・ペースメーカー交換術	106
	カ 肝切除術等	61	エ	冠動脈、大動脈バイパス移植術(人工心肺 を使用しないものを含む)及び体外循環を要 する手術	15
	キ 子宮附属器悪性腫瘍手術等	23	オ	経皮的冠動脈形成術、経皮的冠動脈粥 腫切除術及び経皮的冠動脈ステント留置術	272

【施設基準に関する揭示事項】

●医療情報取得加算

当院はオンライン資格確認を行う体制を有しております。

マイナンバーカード（マイナ保険証）を利用した場合に本人の同意があれば、特定健診、後期高齢者健診情報、薬剤情報等の診療情報を医師が閲覧できます。

これらの情報を取得・活用することにより、質の高い医療の提供に努めております。

●医療 DX 推進体制整備加算

医療 DX を通じて質の高い医療を提供できるように以下の事項に取り組んでおります。

- ・マイナンバーカード（マイナ保険証）の利用促進
- ・医師等が診療を実施する診察室等において、オンライン資格確認等システムにより取得した診療情報等を活用した診療の実施
- ・電子処方箋の発行
- ・電子カルテ情報共有サービスの実施

●歯科の感染防止対策、医療安全対策

当院では、歯科医療の特性に配慮した安全で安心できる医療環境を以下の通り整備しております。

- ・歯科診療に係る医療安全管理対策、院内感染防止対策
- ・様態の急変時に対応できるよう自動体外式除細動器（AED）を保有し、救急科と連携を取り適切な対応が取れる体制

●後発医薬品使用体制

当院では後発医薬品（ジェネリック医薬品）の使用に積極的に取り組んでおり、後発医薬品使用体制加算 2 を算定しております。

（当院において調剤した後発医薬品のある先発医薬品及び後発医薬品を合算した規格単位数量に占める後発医薬品の規格単位数量の割合が 85%以上）

当院での後発医薬品（ジェネリック医薬品）の選定基準・医薬品情報を調査したうえで、先発医薬品と同じ効能・効果を有する医薬品・安全性（副作用）情報の提供が遅滞なく行われる医薬品・安定供給が保証される医薬品医薬品の供給が不足等した場合には、治療計画の見直しを行う等、適切に対応する体制を整備しております。

医薬品の供給状況によりやむを得ず患者さんへ投与する薬剤が変更となる場合には職員よりご説明いたします。

不明な点や心配なことがございましたらご相談ください。

●バイオ後続品使用体制

当院では、厚生労働省の後発医薬品およびバイオ後続品の使用促進の方針に従い、患者さんの経済的な負担軽減や医療保険財政の改善を図るため、後発医薬品およびバイオ後続品の使用に積極的に取り組んでいます。

＜バイオ後続品（バイオシミラー）とは？＞

- ・ジェネリック医薬品と同じように、先行バイオ医薬品の特許が切れた後に他の製薬会社から発売されるお薬です。
- ・先行バイオ医薬品と同等/同質の品質、安全性および有効性が様々な試験により確認されています。
- ・先行バイオ医薬品よりも低価格なため、患者さんの医療費負担の軽減が期待されます。

（日本ジェネリック医薬品・バイオシミラー学会、日本バイオシミラー協議会啓発ポスターより）

●院内トリアージ実施料

当院では救急外来を受診される患者さんに対して、院内トリアージ基準に基づき医師又は看護師が患者さんの状態を評価し、緊急度区分に応じて診療の優先順位付けを行います。そのため、診察の順番が前後する場合がございますためあらかじめご了承ください。

●コンタクトレンズ検査料

診察料	初診料	291 点
	外来診療料	76 点
検査料	コンタクトレンズ検査料 1	200 点
眼科医	渡邊 亮 （眼科診療経験 23 年）	

以上の項目について、ご不明な点がございましたら眼科外来窓口にお声がけください

※診察料は、患者さんの受診歴により初診料または外来診療料のいずれかを算定いたします

●一般名処方加算

当院では後発医薬品（ジェネリック医薬品）の使用促進を図るとともに、医薬品の安定供給に向けた取り組みを実施しています。

処方せん発行の際には、後発医薬品のある医薬品について特定の医薬品名を指定するのではなく、薬剤の成分をもとにした一般名処方を行っております。これにより薬品の汎用性が高まり、特定の医薬品の供給が不足した場合であっても患者さんに必要な医薬品が提供しやすくなります。令和 6 年 10 月からは、後発医薬品のある医薬品について※患者さんの希望で先発医薬品を処方した場合に特別の料金が発生いたします。後発医薬品の積極的な利用をお願いいたします。

※〔長期収載品の処方等又は調剤に関する事項〕参照

一般名処方について、ご不明な点などございましたら職員までお声がけください。

●外来腫瘍化学療法診療料

・外来化学療法を受けるかは、患者さんの体調や治療スケジュール等を考慮した上でご提案し、主治医と患者さん・ご家族で相談し決定します。

・患者さんは、服薬管理や副作用に対するセルフケアが必要となります。医師・薬剤師・看護師等多職種で連携し、治療を安全・安楽に継続できるよう支援します。また、電話等による緊急の相談等に 24 時間対応できる連絡体制が整備されております。

・急変時等の緊急時には、入院できる体制を確保しております。

・外来化学療法室では、点滴中の時間を安楽に過ごせるようベッド・リクライニングチェアを導入しています。安全な投与管理と副作用への対応、セルフケアへの支援を行います。

・希望に応じて、がん専門看護師等との面談が可能です。また、患者相談窓口を設置しており、がん相談支援センターを併設しています。がんに関する生活および療養上のお悩み、医療費や就労等のご相談がございましたら、看護師、医療ソーシャルワーカーまでご連絡なくお声掛けください。

・実施される化学療法のレジメン（治療内容）の妥当性を評価し承認する委員会として、がん化学療法標準治療登録小委員会を月 1 回開催しております。

●連携充実加算

当院では他の医療機関及び保険薬局からのレジメンに関する照会や患者の状況に関する相談及び情報提供等に応じる体制を整えております。

当該保険医療機関で実施される化学療法のレジメンについては、病院ホームページの以下項目をご確認ください

トップ > がん診療について > がん治療への取り組み 化学療法：がん化学療法のレジメンの詳細について

〔長期収載品の処方等又は調剤に関する事項〕

後発医薬品(ジェネリック医薬品)があるお薬で先発医薬品の処方を希望される場合は、特別の料金をお支払いいただきます。
この機会に、後発医薬品の積極的な利用をお願いいたします。

- ・後発医薬品は、先発医薬品と有効成分が同じで、同じように使っていただけるお薬です。

- ・先発医薬品と後発医薬品の薬価の差額の 4 分の 1 相当を、特別の料金として医療保険の患者負担と合わせてお支払いいただきます。

- ・先発医薬品を処方・調剤する医療上の必要があると認められる場合等は、特別の料金は要りません。